

調査計画

1 調査の名称 (特定一般統計調査 その他の一般統計調査)

リチウムイオン電池等及びその使用製品の回収・処分の実施状況に関する調査

2 調査の目的

リチウムイオン電池等及びその使用製品の中から、「リチウム蓄電池等処理困難物対策集（令和5年度版）」（令和6年3月31日環境省）で、市区町村において火災事故等の原因品目として多く挙げられているものや、排出先が見つからずに住民が困っていると考えられるものなど8品目を対象として、市区町村における回収・処分の実施状況を把握・整理し、これら8品目が住民にとって排出しやすい状況にあるかや、再資源化に当たっての負担や支障を明らかにする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 (全国 その他)

(2) 属性的範囲 (個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他)

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

1,741市区町村（792市、23特別区、743町及び183村）（北方領土の6村を除く。）

(2) 報告者の選定方法 (全数 無作為抽出 (全数階層あり) 有意抽出)

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 報告者情報

以下、リチウムイオン電池等及びその使用製品8品目に関する

イ 回収の実施状況

(ア) 定日回収の実施の有無及びごみ収集区分

(イ) 拠点回収の実施の有無及び回収形態

(ウ) 定日回収、拠点回収を実施していない理由

ウ 処分の実施状況

(ア) 処分方法

(イ) 埋立て、焼却を実施している理由

[集計しない事項の有無] 無 有

・報告者情報については、回答内容の確認や疑義照会の際に用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

令和6年（2024年）9月1日現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

総務省－報告者（市区町村）

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（ 政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）

調査員調査 その他（ ）

〔調査方法の概要〕

- ① 総務省が、報告者に対して、全国の地方公共団体を対象とする調査・照会業務等を円滑に進めることを目的に整備された調査・照会（一斉調査）システムを通して調査票を送付
- ② 報告者は、調査票を記入の上、記入済調査票を上記システム又は電子メールにより、総務省に提出

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）
（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和6年（2024年）9月2日～9月13日

8 集計事項

別添のとおり

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別（ 全部公表 一部非公表 全部非公表）

(2) 公表の方法（ e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）

「リチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査」の結果の公表に併せて、総務省ホームページ及びe-Statにおいて公表する。

(3) 公表の期日

令和7年（2025年）9月上旬

10 使用する統計基準

使用する→ 日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

使用しない

本調査は、市区町村を対象とする調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

記入済調査票：事業終了の日に係る特定日以後3年

調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

(2) 保存責任者

総務省行政評価局評価監視官（連携調査、環境等担当）

集計事項

別 添

1 回収の実施状況

集計項目	全国	都道府県別
(1-1) 定日回収の実施の有無	○	○
(1-2) 定日回収のごみ収集区分	○	○
(2-1) 拠点回収の実施の有無	○	○
(2-2) 拠点回収の回収形態	○	○
(3) 定日回収、拠点回収を実施していない理由	○	○

2 処分の実施状況

集計項目	全国	都道府県別
(1) 処分方法	○	○
(2) 埋立て、焼却を実施している理由	○	○